



平成 26 年 7 月 8 日

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会会長 様

鹿児島県環境林務部  
廃棄物・リサイクル対策課長



平成 26 年度産業廃棄物処理施設計量器整備事業に係る周知依頼について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業について、下記のとおり 2 次募集を開始いたします。

つきましては、貴会の広報誌やホームページ等を通じた会員企業等への周知についてご配慮をお願いいたします。

#### 記

#### 1 募集期間

平成 26 年 7 月 9 日（水）～随時（補助金交付申請額の合計が予算額に達するまで）

※設備の設置工事及び実績報告は、年度内に終了していただく必要がありますので、御留意ください。

#### 2 募集内容

県内の産業廃棄物最終処分業者又は焼却施設を保有する産業廃棄物中間処理業者による産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備の導入への補助

#### 3 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係

#### 4 その他

詳細は別添の事業概要または次の県ホームページをご参照ください。

ホーム > くらし・環境 > 廃棄物・リサイクル > 産業廃棄物の処理 > 平成 26 年度鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業について（2 次募集）

（連絡先）

鹿児島県環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課

リサイクル推進係 担当：篠原

TEL：099-286-2594

E-mail：recycle@pref.kagoshima.lg.jp

## 鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業概要(2次募集)

### 1 目的

県では、産業廃棄物税を財源とした「鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業」により、県内の産業廃棄物最終処分業者又は焼却施設を保有する産業廃棄物中間処理業者に対し、産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備(付随する電算処理システム機器を含む)の新規導入及び更新に対する支援を行い、産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物税の課税の適正化を図ります。

### 2 募集期間

平成 26 年 7 月 9 日(水)～随時(補助金交付申請額の合計が予算額に達するまで)

※設備の設置工事及び実績報告は、年度内に終了していただく必要がありますので、御留意ください。

### 3 提出書類

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・設置予定の計量器の概要を示す資料
- ・見積書の写し

### 4 応募の方法

郵送又は持参(閉庁日以外の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

### 5 提出先・問い合わせ先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係

TEL099-286-2594

E-mail: recycle@pref.kagoshima.lg.jp

### 6 事業の概要

産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物税の課税の適正化を図るための事業です。具体的には、以下の要件に適合しているかを総合的に審査し対象事業者を決定します。

#### (1)補助対象者

県内の産業廃棄物最終処分業者

県内の焼却施設を保有する産業廃棄物中間処理業者

#### (2)補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内

ただし、一つの補助事業に係る補助金の額は、2 百万円以内で、かつ、県の予算の範囲内となります。

### (3)補助対象経費

産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備(付随する電算処理システム機器を含む)(以下「計量器」という。)の新規導入及び更新に要する費用

経費区分	内容
設備費	計量器設備購入にかかる経費
工事費	計量器据え付けに必要な経費(工事費, 運搬費等)

### 7 事務手続の流れ

申請書の提出後は以下のとおりの事務の流れとなります。

